

## 文化部活動の地域移行の経緯

- 中央教育審議会『新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日）』（抄）

部活動は必ずしも教師が担う必要はないことを踏まえると、～（略）～学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年12月11日法律第72号）附帯決議（抄）

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取り組みとし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月1日）（抄）

○具体的な方策

～（略）～

今回の部活動改革は、部活動の教育的意義を踏まえつつ、更なる学校の働き方改革を実現するため、部活動ガイドラインを踏まえた取組の一環として実施するものであり、具体的には以下の取組を進める。

1. 休日の部活動の段階的な地域移行（学校部活動から地域部活動への転換）休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

- 地域部活動推進事業・地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業（令和3、4年度）